

鹿児島市タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県における本市内の飲食店への営業時間短縮要請（R3.8.6要請）に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、本市独自の支援金を給付します。

対象者 ・ 申請要件

- タクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く）または自動車運転代行業者で、次の全ての要件に該当する事業者
- 1 国土交通大臣の許可または鹿児島県公安委員会の認定を受けている事業者であること
 - 2 令和3年8月9日時点において、本市内に九州運輸局または鹿児島県公安委員会に登録された営業所を有し、事業を営んでいること
 - 3 下記のいずれかの対象車両が1台以上あること（本市内の営業所に配置する車両に限る）
 - ・ 令和3年8月9日時点で、九州運輸局に事業用自動車（一般車両）として登録されている車両（※特殊車両は除く）
 - ・ 令和3年8月9日時点で、鹿児島県公安委員会に随伴用自動車として登録されている車両
 - 4 今後も事業を継続する意思があること
 - 5 申請者等は暴力団等に関与していないこと

支援金額

支援金額	支援上限額
1～5台目まで：1台あたり3万円	105万円
6台目以降：1台あたり5千円	

- ※ 対象車両
申請時点で保有する上記「申請要件の3」を満たす車両
- ※ 給付は1回限り

申請に必要な 提出書類

タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金の第1期（令和3年5月7日時短要請関係）、第2期（令和3年6月4日時短要請関係）の受給状況により、必要書類が異なります。

		第1期または第2期の受給者		第1期、第2期とも未受給者
		変更事項なし	変更事項あり ※1	
共通	申請書（様式第1-4）	○	○	○
	誓約書（様式第2-3）	○	○	○
	車両数内訳書（様式第3）	×	○	○
	申請書類確認チェックリスト	○	○	○
	市内で対象事業を営む営業所を有することが確認できる書類	×	×	○
	振込先口座を確認できる通帳等の写し（通帳表紙の裏面部分）	×	○	○
タクシー	許可書（一般乗用旅客自動車運送事業）の写し（有効期限内のもの） 又は県タクシー協会が発行する証明書	第1期、第2期に添付した許可書（写し）が今回の申請時点で有効でない場合は、更新した許可書（写し）を添付すること		○
	対象車両の保有状況が確認できる書類（九州運輸局へ提出の事業計画書の写し、車検証の写し等） 又は県タクシー協会が発行する証明書	○	○	○
	認定証（自動車運転代行業）の写し	×	×	○
運転代行	随伴用自動車保険の加入状況が確認できる書類（保険証書の写しや、掛金請求書の写し等） ※車両ナンバーがわかるもの	○	○	○
	随伴用自動車の写真 ※認定番号と車両ナンバーが1枚に写っているもの	×	○	○

○：必要 ×：不要

※1 第1期または第2期に添付したのものから変更事項（登録車両数や振込先口座の変更）がある場合

申請方法

原則 **郵送**

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市 産業支援課 宛
 ※ 封筒には宛先のほか「タクシー・代行支援金申請書 在中」とご記載ください。

申請受付期間

令和3年8月16日（月）～令和3年9月19日（日）消印有効

お問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 ☎099-216-1322（平日8:30～17:15）

申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

鹿児島市 タクシー・代行支援金 で検索 または右のQRコードからご確認ください。

